

ばあとなあへの質問と意見（2018年2月定期報告より）

【質問】

1. 家裁へ提出する毎年の報告書の提出期限が「毎年10月末日」となっております。通帳の記帳が末日まで、出納帳のまとめも末日までということでは処理すると、末日までの提出期日には間に合わないと思うのですが。

A. 家裁報告の提出期限は、報告締め日の翌月1ヶ月間としています。よって、例えば「10月末日」が提出期限の場合、その前月末日である9月30日までで区切り、10月中に提出すればよいことになります。

2. 家庭裁判所書記官は逐次相談しているが、今後後見人の権限を行使して金融機関や年金の支払先を後見人管理に移すとかなりの軋轢が生じかねない。家裁も不適切な支出が確認されない現状の中で積極的に本人資産を後見人へ強制的に移すことは消極的に伺える。

家庭裁判所への不満が大きい方ではあるが、後を担った後見人に対して訴えを起こすなどがあった場合への種々の影響を懸念するので現在は直接前後見人へ接触する事を控えています。

家裁に逐次相談していますが、後見事務費や今後の後見人報酬の請求も含めて課題が残っています。

A. 前後見人からの財産引継ぎが捗らず、むしろ軋轢を生むことが予想される場合、家庭裁判所から金融機関に対して照会をかけるとともに、成年後見人から入所施設に対し、利用料ほか支出に関する情報の裏づけをとり、それらをつき合わせることで、不適切な支出がないかある程度調査することが可能です。財産の引継ぎが行われていない事案のうち、明らかに不正の疑いがある場合は金融機関に成年後見人の変更の届出を行い、管理する必要がありますが、前後見人が適切に管理していることが確認でき、かつご本人にとって最善と判断できる場合や、また、前後見人に管理してもらうことをご本人が望んでいる場合などは、代理権行使にのみこだわってご本人の生活に多大な影響を与えるのではなく、家庭裁判所や入所施設と協力してこれまでの生活環境を維持することも成年後見人等の役割といえます。

後見事務費や後見報酬については、債権の時効が10年であることから、タイミングを見て請求することを前提に、後見事務費についての記録をつけ、家庭裁判所に報告をしていくとよいのではないのでしょうか。

3. 後見類型は補助であるが、認知症の悪化にともない意思疎通が難しくなっている。金銭管理や郵便物の確認については、本人に報告しているものの、意思確認まではできない状況にある。本人にとって良い方法と思われる方法で施設などと連携をとり支援している。

類型の変更については、家庭裁判所（調査官）に問い合わせたが、代理権があるので大きな支障はないと思われる、との見解であった。

介護サービスについての検討、内容の変更などについての確認行為などは代理権がない。このまま補助類型のままでいいのか、変更申請をしたほうが良いのか迷っている。意見や方法など聞かせてほしい。

A. 補助類型であっても、現在の代理権の範囲内で補助業務が問題なくできている場合は、必ずしも類型の変更をする必要はありません。しかし、介護サービスに関して代理権がない現状で、サービスの締結・変更・解除およびその費用の支払いについて、ただちに法律行為が必要という場合、代理権の追加付与の申立てをする必要が生じます。しかし、補助・保佐類型での代理権追加付与にはご本人の同意が必須であることから、判断能力が低下して意思疎通にも困難が生じ、成年後見類型が相当と思われる場合は、補助人が申立人となって後見申立てを行うこともできます（医師が成年後見類型を相当とする旨を記載した診断書が必要）。また、現在の代理権の範囲内で補助業務ができている場合であっても、例えば、補助人のままでは精神保健福祉法上の医療保護入院（法33条）の際に同意可能な「家族等」にあたらぬことなど、身上保護面でご本人に不利益となることがないか想定し、どの段階で類型変更すべきか検討しておく必要もあります。

4. 「本人のマイナンバーの取り扱いについて」

現在本人のマイナンバー通知書を保佐人が保管しているが、問題はないか。また、現状でマイナンバーカードの作成は不要と思われるが、同カードを作成する必要があるか。

本人との意思疎通は日常会話程度なら問題はないが、マイナンバーの趣旨を説明して理解してもらうのは困難であり、また、本人の管理能力には不安がある。

市の担当者に問い合わせたところ、マイナンバーカードの作成には、保佐人の場合は本人が直接窓口に来庁するか本人の委任状が必要との回答であった。

→マイナンバーは、重要な個人情報であり、その取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）で厳格に定められています。マイナンバーは社会保障、税、災害対策のほか、金融分野における利用範囲の拡充が2018年1月から行われました。マイナンバーの利用目的や提供先が同法によって限定されていることから、マイナンバーの提供・収集・保管について、成年後見制度上の類型ごとにその妥当性が判断されることとなります。成年後見人はご本人の財産管理を行う広範な

権限を有し、その財産に関する法律行為についてご本人を代表することから、社会保障、税、災害対策に係る手続を行うにあたり、マイナンバーを収集することも権限行使のために必要な範囲に含まれると解されます。他方、保佐人・補助人については、上記手続についての代理権を有していて、かつ、その手続を代理する必要があるマイナンバーを収集することも必要な範囲に含まれると解されますが、そうでない場合、収集は許されないというのが原則となります。代理権のある場合であっても、マイナンバーの利用目的を確認し、提供が許されている相手先なのかどうかを慎重に判断する必要があります。また、ご本人の管理能力に不安がある場合、マイナンバーの漏洩による不正利用のおそれも否定できないことから、マイナンバーカードや通知カードを保管したり、紛失した際には紛失届の提出や一時停止の申請、マイナンバー変更の申請手続をしたりするなど、適切に対応する必要があります。ご本人に管理を任せる場合は、適切な管理ができているか、定期的を確認すべきでしょう。

(田中朝美「成年後見人等とマイナンバー」、『実践成年後見No.62/2016.5』pp. 61-68 を参照)

5. 本人の預貯金管理について、現在銀行口座統合され管理はしやすくなり、落ち着いていますが、今後の管理方法についてお伺いしたいと思います。

今後、例えば金融機関での定期預金については、本人の利益に即するようであればこちらで行っても良いものなののでしょうか？現在、一千万円を超える金額を普通預金で管理していますが、年金振込口座のため、それに対する金利の高い定期預金があるようです。このままでも特に管理上不便はないのですが、少しでも本人の利益が考えられるようであれば、いった金額をそこで管理し、日常的な資金を普通預金にしておくほうが良いのかと考えていますが、どこまでしても良いものか悩むところもありましたのでご相談しました。どうぞよろしく願いいたします。

→預金口座管理について、成年後見人等が代理権に基づいて預入口座を変更することは可能ですが、ご本人の利益の検討には、考慮すべき点があります。まず、成年後見人等のご本人の利益を保全する立場にありますが、利殖することまでは求められていません。ですので、年金受取口座に指定した場合に定期預金金利を優遇する商品があるとしても、定期預金金利を比較して、より高利な預入口座へ変更する義務までは負っておらず、各成年後見人等の裁量に委ねられています。また、預金保険機構の保護対象（1金融機関1預金者あたりの元本1,000万円までと、その利息等）にあたるかという観点から、口座を一つにまとめた方がよいのか、複数に分散させた方がよいのかという点にも留意が必要です。

これらに加えて、ご本人の利益を優先させるという場合、金利に着目するのみならず、ご本人の従前の意思決定にも注意と敬意を払う必要があります。成年後見人等が財産を預かるまでに、ご本人がその金融機関を選び、口座開設をしたり、定期預金を契約したりしたこ

とに、ご本人にとって特段の意味がある場合（例えば、ご本人が利便性からだけではなく、地域生活上、あえて農協や漁協、信金や信組に預け入れてきた等）、成年後見人等の管理上の都合や、わずかな金利差による利益で、取引金融機関を変更する必要があるのか、十分な検討と説明力が求められるといえます。

6. 受任時より、施設側から「退所してほしい」ニュアンスでの訴えが多く、医療機関側からは「施設の対応の仕方が…」と説明を受け、双方の歩み寄りには難しかった。

後見人が選任されたことで、施設より、今後の調整をすべて丸投げされた状況で、後見人がどこまで行ったらよいのか迷っている。

本人の安心、安全を優先し、医療機関を選択したが、転々とすることでのストレスも懸念されるため、専門職後見と施設専門職との役割をどのようにとらえたらよいか。

→まず、福祉関係施設への入所に関する契約の内容を確認することが必要です。施設利用契約書や重要事項説明書に、「施設退所に伴う支援」が記載されている場合、施設業務の範囲内ですので、身上保護行為として契約内容の履行を請求する必要があります。

ただし「施設退所に伴う支援」が記載されていない場合であっても、施設のサービス管理責任者に、本人が利用できる可能性のある施設の紹介を求めることができます。サービス管理責任者業務の中には、本人に適した支援計画を作成するほか、次の入所先施設へつなぐ支援が求められており、特に何らかの事情で自施設の利用が困難な場合は、本人情報を作成し、相談支援事業所や次の施設に情報提供する必要があるからです。

また、サービス等利用計画の変更となるため、計画作成する相談支援専門員に対し入退所の調整を依頼することができます。相談支援専門員から施設に関する情報の提供を受けることで、入所先施設の選択の参考にすることができます。相談支援事業所との契約についても、その内容を確認し、契約履行を求めていく行為も身上保護の一環といえます。

加えて、各関係機関が情報提供等の連携・協力について消極的な場合、その理由を確かめ、サービスの質の向上のために各関係機関に対し是正を求め、働きかけていく姿勢が、社会福祉士の行う後見活動として必要ではないでしょうか。

7. 初回報告時に家裁担当官より本人が生活保護受給者であり銀行の残高と病院預り金が少し多めなことから保護停止に備え報酬付与の申請を通常時に異なって申請も必要かと思うとのご助言をいただきましたがご判断をお願いしたいと思います。

→報酬付与の審判申立ての時期について、定期事務報告と同時に行うことを通例とはしているものの、あくまでも通例であり、成年後見人等にその判断が委ねられています。ご本人

のために必要な支出の有無、生活保護停止後の生活状況の見通し、成年後見制度利用支援事業の適用可否等を総合的に判断いただければと思います。

8. 報告は、ペーパーベースではなく、ファイル形式でやりとりができるようにして欲しい。時代に沿っていないし、私のように毎年同様の報告であれば、再利用することもできるだけ、省力化がはかれます。

→ぱあとなあ報告の方法について、個人情報保護の目的から郵送方式を採用していますが、運営委員会内で今後も協議していきたいと思います。

【意見】

1. 本ケースの申立理由のひとつが「施設入所時の契約のため」とのことだが、本人と話しをすると現在の下宿で暮らしたいとの希望が聞かれた。後見人として本人の意思尊重と考えていたが、生活状況が不明であることと不衛生な状況で生活されていることもあり、支援の受けられる有料老人ホームなどへの入居も必要ではないかと考えている。意思尊重と本人保護について、毎日考えさせられます。本人を交えて担当者会議を開催し、今後見学に行くことにしたので、さらに本人や関係者を話し合っていきたい。

2. 死後事務について、定期的にフォローアップ研修の内容に加えていただければと思います。

3. 報告が遅くなり申し訳ありません。ぱあとなあ登録前より成年後見人を受任していたので、登録后、ぱあとなあへ報告すべきなのか、長々と悩んでいましたが、成年後見制度利用促進法についてのぱあとなあでの研修に参加し、組織に入り成年後見活動を行っていく事の必要性を実感しましたので、今回報告を行うことにしました。初回の後見等事務活動報告書については、事務局に郵送するのか迷いましたが、同封しました。